

## 令和3年度美咲町障害者就労施設等からの物品等調達方針

### 1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定により、美咲町における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関し必要な事項を定めるものとする。

### 2 用語の定義

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

### 3 適用範囲

この方針の適用範囲は、美咲町のすべての機関が発注する物品等の調達とする。

なお、調達を担当する所属は、「別表」の物品等の品目分類及び調達先の分類を参考に、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する。

### 4 調達の対象となる障害者就労施設等

この方針による調達の対象となる障害者就労施設等は、別表の施設とします。また、対象となる物品等は、対象施設等が供給する物品等とします。

### 5 調達の対象品目

この方針による調達の対象となる対象品目等は、別表の物品等とします。

### 6 調達の推進方法

(1)美咲町は、障害者就労施設等からの物品等調達方針を毎年度作成し、調達実績や調達予定を勘案のうえ、年度ごとに障害者就労施設等からの調達目標を設定する。

(2)美咲町は、障害者就労施設等から調達可能な物品等の情報を収集し、これらの情報に基づき各機関に対して優先調達を依頼する。

(3)各機関は、地方自治法施行令及び美咲町財務規則等に定める随意契約も活用し、障害者就労施設等からの調達を推進する。

## 7 調達目標

令和3年度は、各所属等において物品のそれぞれについて、令和2年度に障害者就労施設等から調達した実績額を上回ることを目標として設定します。

## 8 調達方針及び調達実績の公表

美咲町は、調達方針を作成し、又は見直したときは、美咲町ホームページ等で速やかに公表する。

## 9 所管する事務等

### (1) 理財課

調達方針及び調達実績の作成・公表に関すること。

### (2) 福祉事務所

障害者就労施設等との連絡調整及び調達可能な物品等の情報収集、調達の推進等に関すること。

別 表

事業所名称	事業所 住所	取扱い物品等
就労継続支援施設 B 型 ワークみさき	岡山県久米郡美咲町原田 995	焼き菓子、パン、プリン
就労継続支援施設 B 型 さくらの実	岡山県久米郡美咲町打穴里 1644-1	野菜、さをり織り
小規模作業事業所 はなまるハウス	岡山県久米郡美咲町原田 601- 1	みそ、塩麴 (在庫有り)

※一部を除き受注生産のため要相談